

## ○那須烏山市社会福祉協議会福祉団体等貸切バス利用料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の福祉団体等が福祉の増進を目的として実施する事業において使用する貸切バスの利用に要する経費の一部を予算の範囲内において交付する那須烏山市社会福祉協議会福祉団体等貸切バス利用料補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉団体等 那須烏山市内において地域福祉推進のための事業を行う団体で、別表に掲げる団体をいう。
- (2) 貸切バス 道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者が運行するバスをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 福祉団体等が地域福祉の向上を目的とする福祉関係の大会、研修・視察のための事業
- (2) 福祉団体等が国、県その他の行政機関等が主催する事業に参加する場合
- (3) 福祉団体等がその活動目的を達成するために行う事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象としない。

- (1) 搭乗者数が借り上げた貸切バスの乗車定員の半数以下である事業
- (2) 観光、遊興及び慰安目的の事業
- (3) 宿泊を伴う事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、貸切バスの借上げに係る経費とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 有料自動車道等の通行料
- (2) 駐車場使用料
- (3) バス運転手への謝礼及び食事代
- (4) 搭乗者の保険料
- (5) その他附帯費用

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、貸切バス1台につき、補助対象経費の合計額の5分の4以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、次の各号に掲げる貸切バスの区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 乗車人数30人以上の貸切バス 50,000円

(2) 乗車人数11人以上29人以下の貸切バス 40,000円

2 第3条第1項2号に関する事業参加及び障害児者の療育に関する利用については5分の5以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、次の各号に掲げる貸切バスの区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 乗車人数30人以上の貸切バス 60,000円

(2) 乗車人数11人以上29人以下の貸切バス 50,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を実施する日の30日前までに那須烏山市社会福祉協議会福祉団体等貸切バス利用料補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出するものとする。

(1) 収支予算書

(2) 貸切バスの利用に係る費用の見積書

(3) 国、県その他の行政機関が主催する事業に参加する場合は、当該事業の開催通知又は開催要項の写し

2 前項の申請は、一の団体につき年度内において原則1回を限度とする。

ただし、第3条第1項2号に関する事業参加及び障害児者の療育に関する利用についてはこの限りとしない。

3 第1項の申請は、貸切バス1台ごとに行うものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは那須烏山市社会福祉協議会福祉団体等貸切バス利用料補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更等)

第8条 前条の交付決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、速やかに那須烏山市社会福祉協議会福祉団体等貸切バス利用料補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(1) 事業内容、搭乗者数、貸切バスの借上げ先又は補助金の額に変更が生じたとき。

(2) 事業を中止するとき。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、那須烏山市社会福祉協議会市福祉団体等貸切バス利用料補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第9条 交付決定者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から30日以内に那須烏山市社会福祉協議会福祉団体等貸切バス利用料補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて会長に報告しなければならない。

- (1) 活動内容報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 貸切バス借上料の領収書
- (4) 参加者名簿
- (5) 那須烏山市社会福祉協議会福祉団体等貸切バス利用料補助金請求書(様式第6号)

(返還)

第10条 会長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、当該申請者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別表(第2条関係)

バス利用料補助金に関する団体